

14 建設

1 市道の状況

本市には高速道路 1 路線、国道 5 路線、県道 36 路線、市道 6927 路線があります。

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

年月日	市道実延長	改良済		舗装延長		
		延長	改良率	単年度	累計	舗装率
27.4.1	2,306,154m	1,606,748m	69.7%	2,370m	2,158,810m	93.6%
28.4.1	2,310,624	1,607,897	69.6	6,257	2,165,067	93.7
29.4.1	2,312,238	1,611,365	69.7	1,871	2,166,938	93.7
30.4.1	2,317,236	1,617,690	69.8	5,105	2,172,043	93.7
31.4.1	2,321,373	1,623,880	70.0	4,493	2,176,536	93.8
2.4.1	2,324,414	1,630,901	70.2	3,239	2,179,775	93.8
3.4.1	2,326,215	1,635,042	70.3	1,841	2,181,616	93.8
4.4.1	2,328,025	1,638,596	70.4	2,032	2,183,648	93.8
5.4.1	2,328,523	1,641,303	70.5	842	2,184,490	93.8

2 市道認定等取扱路線数

区分	30 年度		元 年度		2 年 度		3 年 度		4 年 度	
	路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長
認定	36	4,699m	29	2,823m	21	2,151m	21	2,309m	13	1,309m
変更	2	98	1	26	1	153	1	145	0	0
廃止	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

3 私道舗装整備状況

年 度	件 数	延 長	面 積	金 額
27	3	146m	632 m ²	2,333 千円
28	4	235	669	2,829
29	2	112	422	2,991
30	6	311	791	5,186
元	3	94	319	3,000
2	3	123	411	2,980
3	1	98	402	2,970
4	3	166	518	2,990

4 市営住宅の概要

(1) 管理戸数及び応募状況

年 度	団 地 数	管 理 戸 数	応 募 状 況		
			申 込 数	入 居 数	倍 率
30	61	2,918	194	111	1.75
元	60	2,898	195	119	1.64
2	60	2,815	165	79	2.09
3	60	2,782	164	92	1.78
4	60	2,692	228	120	1.90

※管理戸数の減少については、耐久性能のない住居の撤去を行ったためです。

(2) 建設戸数（着工）

年 度	市 営 住 宅	
	公 営 住 宅	特定公共賃貸住宅
27	21 戸	0 戸
28	15	0
29	27	0
30	48	0

(3) 建替等建設計画

ア 公営住宅

居住水準の向上、高齢化社会への対応等を目的に、老朽化した住宅の建替建設をするものです。
令和元年度までに、寿団地B街区の5棟111戸が供用開始しました。

5 国道19号松本拡幅の整備促進

(1) 計画概要

ア 計画区間：塩尻市境～島内平瀬口交差点先までの間

イ 計画内容：4車線、L=11.6km、W=30.0m（一般部）、32.0m～46.0m（立体部）

ウ 事業費：約170億円 [ただし、事業化された渚3丁目～宮渚本村間(1.6km)の事業費]

(2) 経過

平成10年3月	4車線化の都市計画決定
10年度	渚から宮渚本村間が事業化（L=1.6km）
13年度	事業化区間の設計協議及び用地測量を実施
～16年度	
17年6月	事業化区間を4工区に分け、着手順の設定
17年度～	用地買収に着手
26年3月	第1工区の渚1丁目交差点付近の工事が一部完成。上り車線の右折レーンが2車線化
28年3月	第1工区、第2工区の渚1丁目交差点から田川小学校前までの歩車道、電

線共同溝工事が完了し、暫定供用

28年度～ 国の用地国債制度により、松本市土地開発公社が用地先行取得を実施
30年度 渚2丁目交差点周辺 歩道の暫定供用
令和4年度末 事業化区間用地取得率 約58%

(3) 今後の取組み

- ア 区間の用地買収と事業の促進、調整を行います。
- イ 事業の進捗を図るため、予算確保を国へ要望していきます。
- ウ 国は、令和5年度、引き続き落合橋の橋梁工事を実施すると共に、同工区の一部道路改良工事を行います。

6 中部縦貫自動車道及び国道158号の整備促進

(1) 計画概要等

ア 松本波田道路

- ・事業区間：島立（松本JCT（仮称））～波田（波田IC（仮称））間
- ・事業内容：L=5.3km 盛土区間 W=20.5m 橋梁区間 W=19.5m

イ 中部縦貫自動車道（波田～中ノ湯間）

- ・計画区間：波田～中ノ湯間
- ・事業内容：L=約27km

ウ 追加インターチェンジ

- ・追加IC① 接続位置：一般県道新田松本線に接続（和田地区和田町地籍）
事業内容：進入路部分 L=約240m W=14.5m
- ・追加IC② 接続位置：主要地方道松本環状高家線に接続（和田地区蘇我地籍）
事業内容：進入路部分 L=約150m W=14.5m
新設道路部分 L=約750m W=13.0m

エ 波田渋滞対策道路

- ・事業区間：島々～三溝新田間 L=4.6km W=16.0m

オ 国道158号奈川渡改良

- ・事業区間：奈川（奈川渡ダム）～安曇（小白川） L=2.2km W=10.5m

カ 国道158号狸平バイパス

- ・事業区間：（三本松トンネルから稲核間） L=1.5km W=9.0m

(2) 経過

平成11年3月	松本波田道路及び波田渋滞対策道路の都市計画決定
13年度	松本波田道路事業及び波田渋滞対策道路事業が中断
23年8月	国が国道158号奈川渡改良を権限代行として事業着手
12月	県が波田渋滞対策道路の事業再開説明会を開催
24年1月	国の事業評価監視委員会により松本波田道路の事業継続が決定
8～9月	県が波田渋滞対策道路の工事説明会を開催し工事に着手
25年12月	国が松本波田道路の設計概要を4地区対策委員会に説明
26年1月～	国が松本波田道路の地元住民説明会及び環境説明会を開催
9月	国が奈川渡改良の工事説明会を奈川、安曇地区で開催し、工事用道路の工

事に着手

11月～	国が松本波田道路の幅杭設置測量、用地測量に着手
28年3月	国道158号線奈川渡改良の2号トンネル工事の契約を締結
11月	中部縦貫自動車道（松本～中ノ湯間道路）建設・国道158号整備促進期成同盟会等が「国道158号奈川渡改良事業起工式」を開催
29年4月	県が狸平バイパスに事業着手
30年4月	市は、松本波田道路への追加インターチェンジ（2か所）の設置に向け、国、県と協議を進めていくことを決定
31年3月	国が波田、新村地区で松本波田道路の個別用地交渉を開始
令和元年7月	国道158号奈川渡改良の2号トンネル貫通
2年2月	国が和田、島立地区で松本波田道路の個別用地交渉を開始
6月	県が狸平バイパスの用地取得に着手
7月	国、県、市で第1回中部縦貫自動車道（波田～中ノ湯間）整備検討会を開催
3年1月	国が松本波田道路の本線工事に着手
4年2月	市が和田地区対策委員会に追加ICの設計説明会を開催
3月	松本波田道路の本線工事（橋台2基）が完成
6月	国、県、市で第2回中部縦貫自動車道（波田～中ノ湯間）整備検討会を開催
4年度末	松本波田道路 用地取得率 約83% 波田渋滞対策道路 完成区間延長 L=約4,040m

(3) 今後の取組み

- ア 松本波田道路は、用地買収及び本線工事が円滑に進むよう、引き続き国に協力します。また、追加ICの設置に向けて関係機関調整を進めます。
- イ 中部縦貫自動車道の先線計画（波田から中ノ湯間）は、早期に路線提示できるよう、国・県と協力して進めます。
- ウ 波田渋滞対策道路は、未同意者への対応を進めるとともに、県との協力体制により、工事の早期完成に向けた取組みを進めます。
- エ 奈川渡改良は、早期の完成に向け、トンネル工事の大幅な予算確保を国へ要望します。
- オ 国道158号狸平バイパスの早期完成を県へ要望します。

7 地域高規格道路松本系魚川連絡道路の整備促進

(1) 計画概要

松本系魚川連絡道路は、長野県松本市から新潟県糸魚川市に至る延長約100kmの地域高規格道路です。松本系魚川連絡道路の整備により、長野県内の圏域間及び県外からの交通や物流を円滑にし、災害時には、広域的な避難路や緊急輸送路として、地域の防災性を高める道路網を構築します。

(2) 経過

平成10年6月	計画路線に指定
20年10月	県が（仮称）「豊科北IC」を起点とする「豊科北ルート」を最適案として

公表

23年度	県が小谷村雨中地区（2km）を事業化
29年4月	県が白馬村白馬北工区を事業化
11月	新潟県が新潟県内の一部区間（小滝～糸魚川IC）のルート帯を決定
30年2月	県が大町市議会全員協議会及び都市計画審議会にて、大町市街地区間については、2年以内にルート案を決定する考えを提示
11月	安曇野市が県に対し、地域の理解が得られるルートの詳細な調査、再検討を要望
31年2月	県が安曇野市内のルート案を再検討する考えを表明。県が大町市街地ルートについて、ルート帯3案を提示し、最適なルート帯の決定に向け、説明会を開催
4月	糸魚川市山本一上刈間が松糸・今井道路として新規事業化
令和元年6月～	県がルート帯検討段階から住民らの意見を聞く住民説明会を安曇野市で開催
2年2月	県が大町市街地区間の最適ルート帯として西ルート帯を選定（1～2km幅）
8月	県が安曇野市新設区間の最適ルート帯としてAルート帯を決定（50m幅）
3年6月	県が安曇野市新設区間のAルート帯について、これまでの50m幅から9.5m幅まで絞り込んだルート線案を提示
7月	県が安曇野市新設区間名を安曇野道路に決定
9月	安曇野道路が都市計画決定
4年4月	安曇野道路が新規事業化

(3) 今後の取組み

- ア 大町市街地区間の最適ルート帯について地元合意形成と事業化が図られるよう県に働きかけます。
- イ 未指定区間における調査区間指定と調査区間における整備計画への早期格上げを要望します。

8 歩行空間あんしん事業

(1) 目標

快適で歩きやすい歩行空間を確保するため、波打ち歩道の改修などを中心に、市民生活に直結した道路環境の整備を進めます。

(2) 主な事業概要

- ア 波打ち歩道の改修
- イ 側溝の蓋掛けなどによる路肩整備

(3) 現状の分析と今後の課題

波打ち歩道改修は、平成19年から事業を行い、令和4年度末までに、計画延長14.2kmのうち、9,650m（68.0%）の改修が終了しています。

地域住民と一体となって、問題点や要望等を検討しながら道路環境整備を進めます。

9 幹線道路の整備推進

(1) 目標

コンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくりを推進するため、都市基盤となる幹線市道の整備を計画的・効率的に進めます。

(2) 経過及び現状

平成5年度から策定している道路整備五箇年計画に基づき、道路網の整備を計画的かつ効率的に進めています。

ア まちなか幹線道路網の整備

内環状北線（白板～大手）は平成16年度に完成し、東先線となる大名町までの区間は、松本城南・西外堀復元事業と一体的に整備を進めています。また、県施行の内環状南線（中条）は、令和3年度に完成し、東先線となる博労町栄町線を令和4年度に事業化しました。

中条白板線は平成19年に松本駅アルプス口周辺が完成し、現在、巾上及び白板工区の整備を進めています。

イ 中環状線の整備

市道7202号線（合庁南線）は、平成15年に供用となり、現在その南先線の市道7003号線（島立）及び市道7553号線（月見橋）の整備を進めています。

宮渕新橋北小松線（城西）は、事業化の検討をしています。

ウ 外環状線の整備

出川浅間線は、並柳から薄川までと惣社の一部区間が完成しています。里山辺の区間は、令和元年度に北小松工区、令和4年度に小松町工区を事業化しています。

エ 東西・南北幹線の整備

環状線とともに道路網を形成する幹線道路として整備を進めています。奈良井川右岸の市道5005号線の一部（下二子橋下流～島立橋間）は平成22年度に、小池平田線（出川）、市道5510号線の一部（平田橋東から国道19号間）及び市道5250号線（平田）は平成27年度に、小池平田線の庄内工区は令和元年度に完成し、新たに逢初工区の整備を進めています。

オ 拠点に関連した道路整備

長野県施行の南松本駅南側踏切立体交差化事業に関連した南松本駅石芝線（芳野）の整備を進め、令和2年度に西工区が完成しました。

なお、芳野双葉線（芳野）の整備は平成25年度に、市道5295号線などの市施行分の整備は平成27年度に完成しました。

カ 補助幹線の整備

5支所管内では、市道波田98号線（波田）の整備を進めています。

(3) 今後の進め方

現在策定中の第7次道路整備五箇年計画（R5～R9）に基づき、着実な整備を推進し、幹線道路網の整備率向上を図ります。

10 奈良井川流域河川整備

(1) 事業主体 長野県

(2) 経過及び現状

県は、奈良井川流域の現況流下能力や過去の災害等を踏まえ、危険度が高い田川の中流域（庄内地区から芳川地区）及び薄川の下流域（田川合流から上流 700m）を早期に改修できるようにするため、田川の下流域（薄川合流から奈良井川合流）から優先的に整備をしており、田川の中流域については、改修の一環として護岸の根継ぎや橋梁の架替えにより河床を下げ、田川へ流入する河川・水路からの溢水に伴う災害防止を図っています。

(3) 今後の取組み

県は、新たな松本圏域河川整備計画が策定されるまでは、昭和 57 年に策定された奈良井川全体計画に基づいて河川改修を計画的に進めています。

市は、内水溢水被害を防ぐため、奈良井川、田川、薄川の河床掘り下げの促進と、堆積土砂撤去や立木等の伐採など「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」の集中的な取組みを要望します。

11 土地利用

(1) 松本市都市計画マスタープラン

ア 目標

松本市を取り巻く状況や、新たな社会経済情勢の変化に適切対応するため、松本市都市計画マスタープランに掲げる集約連携型都市の構築に向け、長期的展望にたち、秩序ある土地利用の誘導による良好な生活環境の確保と市域の均衡ある発展を図ります。

イ 経過

平成 11 年 5 月	都市計画基本方針を策定
18 年度	周辺 4 村との合併による市域の拡大、社会情勢の変化による見直しに着手
19 年度	全体構想、地域別構想の検討
20 年度	全体構想(案)、地域別構想(案)の作成及び都市計画マスタープラン(案)の作成
22 年 3 月	都市計画マスタープラン改定
23 年度	旧波田町との合併による市域拡大による見直しに着手
25 年 3 月	都市計画マスタープラン改定 全体構想へ波田地区の位置付け、波田地域別構想の追加及び時点修正
26 年度	都市計画マスタープランの市民評価を実施
29 年 3 月	立地適正化計画（都市機能誘導区域）を策定
31 年 3 月	立地適正化計画に居住誘導区域等を追加（一部改定）
令和元年度	都市計画マスタープランの見直しに着手
4 年 3 月	都市計画マスタープラン改定

ウ 今後の取組み

立地適正化計画の 5 年毎の定期見直しに向け、防災指針の追加、駐車場配置適正化区域の区域拡大を含めた検証を行います。

(2) 市街化区域及び市街化調整区域

ア 目標

無秩序な市街化を防止し、良好な都市形成を行うため、都市計画区域を優先的かつ計画的に市街化すべき区域（市街化区域）と市街化を抑制すべき区域（市街化調整区域）とに分けて、段階的かつ効率的な市街化を図り、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進します。

イ 経過

- 昭和46年 5月 新都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）による区域区分告示（市街化区域 2,262ha、市街化調整区域 24,168ha）
- 55年 3月 第1回区域区分定期見直しにより、市街化区域 455ha増の変更
- 平成2年 8月 第2回区域区分定期見直しにより、市街化区域 958ha増の変更
- 8年 8月 第3回区域区分定期見直しにより、市街化区域 20ha増の変更
- 12年 8月 第4回区域区分定期見直しにより、市街化区域 69ha増の変更
- 16年 5月 第5回区域区分定期見直し（一般保留の決定のみ）
- 22年 11月 第6回区域区分定期見直しにより、市街化区域 22ha増の変更
- 26年 2月 村井東田地区を市街化区域に編入し、市街化区域 5ha増の変更
- 11月 松本都市計画区域と波田都市計画区域を統合し、波田地区を市街化区域と市街化調整区域に区分
- 令和4年 5月 第7回区域区分定期見直しにより市街化区域 25.8ha増の変更

都市計画区域の状況

単位：ヘクタール（令和5年4月1日現在）

行政区域	都市計画区域名	都市計画区域	都市計画区域内訳		都市計画区域外
			市街化区域	市街化調整区域	
97,847 (100%)	松本	30,191 (30.86%)	4,034 (4.12%)	26,157 (26.74%)	67,656 (69.14%)

ウ 今後の取組み

将来人口のすう勢から、人口フレームによる市街化区域の拡大は今後見込めないことから、松本市都市計画マスタープランに基づく土地利用と整合を図りながら、適正な区域区分の運用を進めます。

(3) 用途地域

ア 目標

健全な都市形成と都市全体における合理的な機能配分を行うため、市街化区域に用途地域を設定して規制と誘導により、快適で健康かつ能率的な都市環境の実現と土地利用の増進を図ります。

イ 経過

- 昭和13年 3月 市街地建築物法の適用により用途地域を指定
- 48年10月 新都市計画法の制定・建築基準法の改正により、8種類の用途地域に変更
- 平成8年 4月 都市計画法・建築基準法の一部改正により、12種類の用途地域に変更
- 17年 3月 波田都市計画区域の用途地域指定
- 25年度まで 市域の拡大、区域区分の変更等により、用途地域を28回変更
- 26年度 波田地区において、都市計画区域の統合と区域区分に合わせ、平成17年に指定した用途地域を見直し
- 28年 9月 村井駅周辺の一部について用途地域を変更

- 31年3月 惣社地区の一部用途地域を変更
- 令和元年11月 都市計画道路の見直しに伴い白板地区の用途地域の一部を変更
- 4年5月 大字島内、大字和田、波田、村井町南4丁目の一部区域に簡易し、区域区分の見直しに伴い用途地域を変更
- 4年6月 都市計画道路の見直しに伴い、里山辺地区西部周辺の用途地域の一部を変更

松本都市計画区域の用途地域

単位：ヘクタール（令和5年4月1日現在）

第1種低層住居 専用地域	第2種低層住居 専用地域	第1種中高層 住居専用地域	第2種中高層 住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	
505 (12.5%)	31 (0.8%)	681 (16.9%)	229 (5.7%)	900 (22.3%)	401 (9.9%)	
準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	計
30 (0.7%)	114 (2.8%)	167 (4.1%)	576 (14.3%)	163 (4.0%)	237 (5.9%)	4,034 (100.0%)

※構成比（％）は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100%にならない

ウ 今後の取組み

松本市都市計画マスタープランや立地適正化計画に基づき、必要な区域においては、現況の土地利用に即し都市機能誘導に適する用途地域への変更を行い、計画的な土地利用の誘導を図ります。

12 緑の基本計画

(1) 目的

地域の実情や低炭素社会の構築等を勘案し、自主性を持って、緑地の保全から公園緑地の整備、その他緑化の推進に関して将来あるべき姿とそれを実現する施策を策定し、緑あふれるまちづくりの指針とします。

(2) 経過

- 平成 5年度 緑のデザインマニュアル策定
- 9年度 松本市緑の基本計画策定（基準年平成7・目標年平成27）
- 14年度 波田町緑の基本計画策定（基準年平成14・目標年平成33）
- 26年度 松本市緑の基本計画改定
- 27年度 緑のデザインマニュアル改定
- 28年度 景観計画区域内行為届出書に緑化の割合導入
- 令和 3年度 信州まちなかみどり宣言

(3) 今後の取組み

「緑の基本計画」及び「緑のデザインマニュアル」を継続して広く周知しながら、誰もが賛同できる緑化について研究し、快適でうるおいのある都市空間の形成に、市民、事業者、行政が一体となって取り組めます。

目標の達成状況を確認し、まちなかのグリーンインフラとしての機能が効率的かつ有機的に活用

される都市づくりの視点を加え、必要に応じて計画の見直しを検討します。

13 グリーンインフラ推進事業

(1) 目的

自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある都市・地域づくりを進めるため、松本城、松本駅及びあがたの森を結ぶトライアングルエリアを対象として、松本まちなかグリーンインフラアクションプランを策定し、具体的なグリーンインフラの活用に向けた取組みを進めます。

(2) 経過

- | | |
|------------|---|
| 令和 3 年 4 月 | 県が「信州まちなかグリーンインフラ推進計画」を公表 |
| 7 月 | 県、松本市、長野市、上田市及び飯田市の 4 市がグリーンインフラ推進の「信州まちなかみどり宣言」を共同宣言 |
| 4 年 1 月 | 市議会建設環境委員協議会において、松本まちなかグリーンアクションプランの策定について協議し、了承を得る。 |
| 5 年 3 月 | 市議会建設環境委員会において「松本まちなかグリーンインフラアクションプラン（案）」を協議し、承認を得る。 |

(3) 今後の取組み

- ア アクションプランで示された 22 のアクションプランの実施に向け、部局横断による庁内検討チームを中心に具体的な取組みを進めます。
- イ 令和 5 年度はパイロット事業として、松本駅前広場に緑陰スペース等創出事業、花時計公園にまちなか空間緑化推進事業を実施します。

14 空き家対策

(1) 目標

近年増加傾向にある空き家への対応については、庁内関係課と連携しながら、管理不全な空き家の対策と、活用可能な空き家の積極的な活用により、市民の生活環境の保全及びまちの活性化を図ります。

(2) 経過

- | | |
|----------|---|
| 平成 24 年度 | 第 1 回空き家対策庁内課長会議の開催
空き家・空き地調査の実施 |
| 26 年度 | 「空き家リスト」作成のための資料収集及びアンケート調査 |
| 27 年度 | 「空き家リスト」作成のための資料収集（合併地区） |
| 28 年度～ | 県が進める「信州まちなかりノベーション推進事業」により天神地区の空き家見学会を開催 |
| 29 年度 | 空き家対策の強化を図るため、10 月から都市政策課に総合相談窓口を設置 |
| 30 年度 | 松本市空家等対策協議会を設置及び松本市空家等対策計画の策定 |
| 令和元年度 | 松本市空き家バンクの開設 |
| 2 年度 | 空き家に関する補助制度の制定及び特定空家等に 1 件認定 |
| 3 年度 | 空き家バンクの媒介に関する協定の締結及び略式代執行の実施 |

4年度 空き家バンクに関する業務を移住推進課へ移管

松本市空き家等の適正管理に関する条例の一部改正（緊急安全措置の追加）

(3) 管理不全の空き地・空き家相談件数

(単位：件)

年度	30	元	2	3	4
相談件数	128	138	128	142	150

(4) 今後の進め方

空き家の発生を未然に防ぎ、有効な活用の推進を通じた魅力あるまちづくりを実現するため、法務、不動産、建築等に関する学識経験者、地域住民等で構成した空家等対策協議会で協議を行い、空家等対策計画に基づき空家等対策を進めます。さらに、管理が不十分な空き地・空き家に対しては、所有者等に適切な管理を促します。

また、空き家の利活用を促進するため、空き家所有者に対し空き家バンクへの登録を促すことで、市内の空き家数の抑制に資するとともに、移住・定住の促進を後押しします。

15 都市公園

(1) 目標

市民の潤い、やすらぎ、ふれあいの場として、また、災害時における一時集合場所等としての役割を果たすために、都市の景観や地域の特性、住民の要望を配慮しながら、緑の基本計画に基づいて総合的、体系的な整備を図ります。

(2) 都市公園の状況

(令和5年4月1日現在)

区分	都市計画公園		条例公園（注）		合計		備考
	公園数 （カ所）	面積 （h a）	公園数 （カ所）	面積 （h a）	公園数 （カ所）	面積 （h a）	
街区公園	27	6.57	61	10.49	88	17.06	市民 1人当たり 公園面積 14.67㎡
近隣公園	7	12.50	4	4.27	11	16.77	
地区公園	3	16.10	1	18.80	4	34.90	
総合公園	2	81.61	—	—	2	81.61	
広域公園	1	100.90	—	0.40	1	101.30	
特殊公園	1	47.00	1	6.80	2	53.80	
都市緑地	8	25.32	46	15.50	54	40.82	
合計	49	290.00	113	56.26	162	346.26	

(注) 都市計画決定していない条例公園

16 市街地整備事業

(1) 新市街地の整備（中小土地区画整理事業）

ア 目標

新市街地において、地域の特性を活かした良好な住環境を備えた市街地形成を進めていくため、土地区画整理事業の技術援助を行います。

イ 現状

平成 29 年に「松本市土地区画整理事業助成要綱」を一部改正し、技術援助項目を縮小するとともに、今後新たに設立する組合への補助金は廃止しました。

組合設立の認可を受けて事業化した 42 地区（233.7 h a）全ての事業が令和 3 年度に完了しました。

ウ 今後の取組み

事業計画区域 77 地区（355.4 h a）の内、合意形成が図れず、技術援助中止となった 23 地区（35.5 h a）を含む市街化区域内農地の土地利用について、自然との調和及び都市活動の幅を広げ、多様性を高める研究・検討を進めます。

(2) 地区計画の推進

ア 目標

土地区画整理事業などにより計画的に整備が進められている地区、開発予定地区及び既存集落における良好な居住環境の確保、あるいは公共施設整備の不十分な地域における公共施設の計画的な整備と居住環境の向上を目的として、地区関係者の合意のもとに地区計画を策定し、建築行為の誘導、規制をすることにより、良好な市街地の維持・形成の推進を図ります。

イ 現状

令和 4 年度までに松本都市計画地区計画（松本市決定）の決定がされた地区は、41 地区約 333.3 h a です。

ウ 今後の取組み

既存集落など適正な土地利用の整序を図っていくべき区域を中心に、地元関係者の協力を得ながら地区計画を策定し、魅力ある住みよいまちづくりを進めます。

立地適正化計画に位置付けた都市機能の維持・誘導や郊外部のコミュニティ維持を目的として、緩和型地区計画の導入や市街化調整区域における地区計画制度の活用に向けた検討を進めます。

17 景観形成事業

(1) 景観計画及び景観条例

ア 目的

松本市における良好な景観の形成を総合的に図り、本市の自然環境や歴史的・文化的資源を生かした景観の整備を積極的に推進し、快適でより美しいまちづくりを目指します。

イ 経過

昭和60 年度	第 4 次基本計画に基づき松本市都市美観整備計画を策定
63 年度	都市景観形成モデル都市の指定
平成 4 年度	松本市都市景観条例を施行
12 年度	松本城周辺高度地区を都市計画決定
14 年度	松本市公共案内サイン基本計画を策定
19 年度	松本市景観計画を策定、松本市都市景観条例を全部改正
20 年度	松本市景観条例を施行

21 年度	松本市景観計画デザインマニュアルを作成
25 年度	合併 4 地区及び空港東地区の高さ制限追加
27 年度	松本景観計画に波田地区を追加
29 年度	景観事前協議制度導入
令和 元年度	景観計画の手引き策定
4 年度	松本市景観計画、景観計画デザインマニュアルを改定

ウ 今後の取組み

優れた景観形成への誘導を進めるため具体的な事例を示したデザインマニュアルを活用し、松本市の景観の特質や景観形成の作法を広く市民や関係主体に呼びかけ、景観計画の推進を図ります。

(2) 屋外広告物条例

ア 目的

屋外広告物は景観を構成する重要な要素であることから、景観計画の地域特性に応じた屋外広告物の表示、設置にルールを定め、良好な景観への誘導を図ります。

イ 経過

平成 18 年 7 月	「松本市屋外広告物条例」制定への取組みを決定
18、19 年度	屋外広告物の現地調査
21 年 2 月	松本市屋外広告物条例施行
4 月	松本市既存屋外広告物改修事業補助金交付要綱施行
25 年 4 月	既存不適格屋外広告物に関する経過措置を見直し、条例を一部改正 補助対象要件の見直しに伴い、松本市既存屋外広告物改修事業補助金交付要綱の一部を改正
27 年 4 月	適用区域に波田地区を追加
30 年 1 月	屋外広告物の安全点検義務付けのため、条例を一部改正
令和 3 年度	中核市移行に伴い、屋外広告業の登録に関して県から権限移譲 (松本市屋外広告物条例の全部改正)

ウ 今後の取組み

屋外広告物は、条例や制度全般の周知を進め、良好な景観を目指していきます。

(3) 景観賞

ア 目的

松本の風土と歴史的環境に調和した景観の形成に寄与し、又は景観を向上させる創造的な諸施設及び景観形成の向上に貢献している団体又は個人を表彰することにより、景観に対する市民意識の高揚を図るものです。

イ 経過

平成元年度から実施し、令和 4 年度までに 283 件が受賞しています。

ウ 今後の取組み

景観賞の表彰、景観形成に関する研究・啓発・周知を推進し、市民の景観に対する意識の高揚に努めます。

18 建築確認

(1) 建築確認申請等状況 (単位：件)

年 度	建築物	工作物	昇降機	計画通知	変更確認	計
2年度	38	15	4	19	4	80
3年度	27	5	4	18	3	57
4年度	26	8	0	29	6	69

年 度	中間検査	完了検査	指定確認検査機関 報告書審査 (計画変更含む。)
2年度	4	60	1,344
3年度	5	63	1,324
4年度	6	54	1,222

(2) 建築許可申請状況 (単位：件)

年 度	法第43条	法第51条	法第85条	計
2年度	75	0	9	84
3年度	51	1	9	61
4年度	64	0	10	74

(注) 「法」とは建築基準法のことです。

(3) 承認、指定申請状況 (単位：件)

年 度	仮使用承認	道路位置指定
2年度	3	4
3年度	4	5
4年度	9	13

(4) 違反建築物の状況 (単位：件)

年 度	手続違反・確認前着工	その他	計
2年度	6	5	11
3年度	11	8	19
4年度	4	3	7

19 都市計画法に基づく開発許可件数

(単位：件)

年 度	法第29条	法第43条	規則第60条証明	完了検査	その他
2年度	50	162	74	53	14
3年度	58	174	78	48	18
4年度	60	159	80	61	31

(注) 「法」とは都市計画法、「規則」とは都市計画法施行規則のことです。

20 内環状北線整備事業等

(1) 目標

松本城南・西外堀復元事業、内環状北線整備事業ほか周辺環境整備を一体的に進め、水めぐる城下町の歴史的風致の維持向上を図るとともに、歩行者が安全・安心に松本城を回遊できる空間確保のための道路整備を行います。

(2) 経過及び現状

内環状北線の国道 19 号白板交差点から大手二丁目交差点(本町西堀線)間は平成 2 年度に着手し、平成 16 年度に完成しました。

大手二丁目交差点から松本城交差点の間は、南・西外堀の復元と一体的に整備しています。

昭和35年度 都市計画決定

平成 2 年度 都市計画変更(白板交差点～今町交差点の道路幅員を 30mに変更)

9 年度 都市計画変更(今町交差点～松本城入口の道路幅員を 31mに変更)

11年度 「松本城およびその周辺整備計画」を策定

23年度 松本城南・西外堀復元事業と同様の取り組み

24年度 松本都市計画道路事業(3・2・12号内環状北線)認可

25年度 事業用地取得を開始

30年度 松本都市計画道路事業(3・2・12号内環状北線)変更認可

令和 2年度 工事着手

4年度 市道1056号線は、大手2丁目交差点から税務署北交差点まで完成

(3) 今後の進め方

ア 内環状北線は令和 5 年度に 2 車線による対面通行を開始します。

イ 市道 1057 号線は、引き続き権利者個々の具体的な条件整備を進め、用地取得を目指します。

21 道路構造物定期点検事業

(1) 目標

橋梁、トンネル、大型カルバート、横断歩道橋の大型道路構造物について、点検要領に基づいた 5 年に 1 回の定期点検を実施し、道路の安全を確保するとともに、長寿命化修繕計画を策定し、道路構造物の耐用年数の延伸を図ります。

(2) 対象構造物

ア 橋梁 988 橋

イ 道路トンネル 1 箇所

ウ 大型カルバート 2 箇所

エ 横断歩道橋 6 箇所

(3) 経過

平成 29 年度 橋梁点検 258 橋、大型カルバート点検 2 箇所、トンネル点検 1 箇所
横断歩道橋点検 6 箇所

30 年度 橋梁点検 90 橋

令和 元年度 橋梁点検 212 橋

2 年度	橋梁点検	206 橋	トンネル点検	1 か所
3 年度	橋梁点検	273 橋	大型カルバート点検	2 か所
4 年度	橋梁点検	209 橋	横断歩道橋点検	6 か所

(4) 今後の取組み

定期点検、調査、修繕工事において、新技術の活用による品質の確保、効率化、コスト縮減を目指します。

22 道路構造物長寿命化修繕事業

(1) 目標

橋梁・トンネル・大型カルバート・横断歩道橋について、定期点検の結果に基づき、長寿命化修繕計画を策定し、計画的な補修・更新により耐用年数の延伸と安全確保を図ります。

(2) 経過

平成 20 年度	橋梁調査	83 橋 (15m以上の主要橋)
21 年度	橋梁調査	100 橋 (15m以上の主要橋) 補修工事 月見橋外 1 橋
22 年度	橋梁調査	168 橋 (5m～15m) 補修工事 千歳橋外 1 橋
23 年度	橋梁調査	150 橋 (5m～15m) 補修工事 清水元町橋外 1 橋
24 年度	「松本市橋梁長寿命化修繕計画」策定	補修工事 三城橋外 2 橋
25 年度	補修工事	島立橋 補修設計 出川橋外 5 橋 定期点検 94 橋
26 年度	補修工事	出川橋外 2 橋 補修設計 松本橋外 4 橋
27 年度	補修工事	松本橋外 5 橋 補修設計 中林橋外 4 橋
28 年度	補修工事	中林橋外 5 橋 補修設計 八竜橋外 5 橋
29 年度	補修工事	八竜橋外 8 橋 補修設計 元町橋外 5 橋
30 年度	「松本市橋梁長寿命化修繕計画」の見直し 「大型構造物に関する個別の長寿命化修繕計画」の策定 補修工事 野尻橋外 7 橋 補修設計 開智橋外 6 橋	
令和元年度	補修工事	元町橋外 7 橋 補修設計 湯川 2 号橋外 8 橋
2 年度	補修工事	開智橋外 10 橋 北松本 (西) 横断歩道橋外 1 橋 補修設計 月沢橋外 5 橋
3 年度	補修工事	湯川 2 号橋外 16 橋 南荒井南横断歩道橋 補修設計 ワサビ沢 2 号橋外 8 橋
4 年度	補修工事	月沢橋外 21 橋 島内横断歩道橋 補修設計 開智橋歩道橋外 5 橋 「大型構造物に関する個別の長寿命化修繕計画」の見直し

※平成 20 年度からこれまでに架け替えた橋りょう 11 橋

(3) 今後の取組み

将来的な財政負担の低減、橋梁等補修費の平準化及び道路交通の安全性の確保を図るため、引き続き道路構造物の長寿命化を計画的に進めます。

23 村井駅周辺整備事業

(1) 目標

村井駅は、南部地域の交通拠点として、老朽化した駅施設の改修や自由通路の新設のほか、駅周辺環境を整備し、利用者の利便性や安全性の向上を図り、交通結節点機能の強化を目指します。

(2) 経過

平成 19 年度 基礎調査（駅総点検・実態調査）

21 年度 地元関係町会等による村井駅周辺整備準備会を設立

27 年度 関係市議会議員による勉強会の発足

28 年度 地元検討組織（東口、西口部会）を設置

29 年度 村井駅整備基本計画策定

30 年度 村井駅整備推進協議会を発足、J R 東日本と基本協定締結

令和元年度 アンケート調査により駅舎デザインを決定

2 年度 J R 東日本と自由通路及び駅舎整備工事の施行協定締結

3 年度 駅施設ほか交通広場等の事業用地取得、自由通路及び駅舎整備工事に着手

(3) 今後の取組み

ア 東西自由通路及び半橋上駅舎は、令和 6 年 10 月の供用開始に向け、計画的に整備を推進します。
また、交通広場やアクセス道路等周辺施設の事業用地の取得、整備を進めます。

イ 公共スペースの整備に向けた取組みを進めます。

24 波田駅周辺整備事業

(1) 目的

市立病院が、波田中央運動広場に移転することから、官民施設が集積するアルピコ交通上高地線波田駅周辺を西部地区の拠点とするため、波田駅周辺整備基本計画を策定し、交通環境等の課題解決に向けた取組みを進めます。

(2) 経過

令和 3 年 9 月 市議会市立病院建設特別委員会において、市立病院の波田中央運動広場への移転に伴い、周辺道路対策、波田駅周辺の再整備等について検討することを協議し、了承を得る。

4 年 1 月 市議会建設環境委員会において、波田駅周辺整備計画を策定することを協議し、了承を得る。

5 年 3 月 市議会建設環境委員会において「波田駅周辺整備基本計画（案）」を協議し、承認を得る。

(3) 今後の取組み

波田駅周辺整備基本計画を基に、新たな市立病院の開業に向け、具体的な整備に向けた取組みを進めます。

25 林道整備事業

(1) 目的

豊かな観光資源や森林の有する多面的機能を十分に発揮するため、林道美ヶ原線（美ヶ原スカイライン）、林道奈川安曇線の整備を進めます。

(2) 経過及び現状

ア 林道美ヶ原線（美ヶ原スカイライン）

令和5年度から、地方創生道整備推進交付金を取り込み、路肩施設の局部改良を進めています。

また、「松本市美ヶ原再生計画」に基づき、本年度より美鈴湖から武石峠までの区間で舗装補修も進めます。

イ 林道奈川安曇線

令和5年度から、地方創生道整備推進交付金を取り込み、法面改良等の整備を進めています。

また、県単林道事業として、路肩施設の局部改良も進めています。

(3) 今後の進め方

「松本市森林整備計画」に基づき、計画的に林道整備を進めます。

「松本市美ヶ原再生計画」に基づき、令和9年度までに林道美ヶ原線（美ヶ原スカイライン）の舗装補修を進めます。